

平成28年5月16日  
事務連絡

公益社団法人 全国老人保健施設協会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課  
厚生労働省医政局看護課

「保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の  
業務従事者届」の一部改正に関する周知について（協力依頼）

歯科保健及び看護行政の推進については、平素よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）、歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）のそれぞれに規定する保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士（以下、「看護師等」とする。）の業務従事者届については、保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第91号）が平成28年4月8日に公布及び施行され、届出の様式が別添のとおり、それぞれ改正されたところです。

本届出は、業務に従事する看護師等の実態を把握し、歯科保健及び看護行政の推進に資することを目的として、保健師助産師看護師法第33条、歯科衛生士法第6条第3項及び歯科技工士法第6条第3項により、業務に従事する看護師等の義務となっております。

貴会におかれては、本件について御了知の上、貴会会員の施設で業務に従事する看護師等に対する周知・広報のご協力をお願いします。

なお、省令改正に伴い、別紙のとおり、各都道府県へ通知しております。業務従事者届を行う看護師等による届出手続き等に関する照会は各都道府県へ行うよう、併せて周知・広報のご協力をお願いします。

**【連絡先】**

厚生労働省医政局歯科保健課・看護課  
電話：03-5253-1111（内線2584・2599）